

～よくばり体験記(No.3 ニンニクの収穫)～

6月6日、草の入江地区(北山田)で、笑顔満天草の入江営農組合のみなさんのご協力で、ニンニクの収穫体験を行いました。天候にも恵まれ、総勢12名での収穫作業。体験指導者の石井寿満さんから作業内容の説明を受けた後、参加者は土中のニンニクを傷つけないように、畑に慎重にスコップを入れ、協力し合い手作業でニンニクを掘りました。掘った後は、ニンニクの茎と根をハサミで丁寧にカットしました。

その後、笑顔満天草の入江営農組合のご厚意で、隣に植えていたジャガイモも収穫させていただきました。

参加者は、おみやげにもらったニンニクとジャガイモで、今晚のおかずは何にしようかと、笑顔を見せ、大人も子どもも楽しく体験ができました。



ニンニク収穫作業の様子



収穫したニンニク

かんきょう情報 第233号

問 住民課 環境班 ☎(72)1137

不法投棄を防止しましょう！

道路、水路、山林などに家電製品やタイヤ、家庭ごみなどを捨てる不法投棄が後を断ちません。

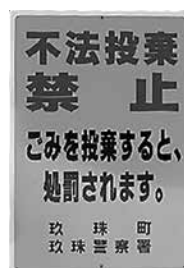
不法投棄で町が汚れ、地域に住む方はもちろんですが、玖珠町を訪れるお客様にも不快な思いをさせています。

自然環境や生活環境の保全のため、不法投棄を防止するためには「不法投棄をさせない、できない環境づくり」が大切です。町民の皆さんには地域の目となっていただき、不法投棄を発生させない環境づくりにご協力をお願いします。

◇投棄者が判明しない場合、その土地の所有者または管理者が投棄物の撤去を行うこととなります。不法投棄防止には次のような対策が効果的です。

- 柵やネットを設置して、侵入を防止する。
- 草刈りをして、死角をなくす。
- 花を植えて、管理されていることをアピールする。
- 不法投棄防止啓発の看板を設置し、定期的にパトロールする。

*啓発看板をご希望の場合は、環境班にご相談ください。



←啓発看板

不法投棄は法律で処罰されます。

廃棄物の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、罰則規定が設けられています。違反すると不法投棄をした者は投棄した廃棄物の撤去を求められるとともに、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。また、法人の業務に関して不法投棄をした場合は、3億円以下の罰金が科せられます。